

平成 2 0 年 第 1 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成20年第12回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年12月9日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員 長 職務 代理 者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君

1. 付議案件説明者

教育 長 職務 代理 者	重 松 剛 君
教 育 次 長	森 井 國 央 君
教 育 推 進 部 長	埋 橋 伸 夫 君
子 ど も 部 長	井 上 隆 志 君
生 涯 学 習 部 長	
教 育 推 進 部 総 務 次 長	稲 野 公 一 君
兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当)	
兼 教 育 政 策 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	若 狭 周 二 君
(教 育 指 導 ・ 教 職 員 担 当)	
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長	
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 田 正 記 君
学 校 管 理 課 長	岩 永 幸 博 君
学 校 教 育 課 長	中 村 香 君
教 職 員 課 長	松 山 隆 志 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	加 賀 康 弘 君
子 ど も 政 策 課 長	森 本 博 一 君
子 ど も 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ど も 部 専 任 参 事	
(幼 稚 園 担 当)	津 田 善 寿 君
子 ど も 部 専 任 参 事	
(債 権 担 当)	荒 木 啓 雄 君
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事	小 川 衛 子 君
生 涯 学 習 課 長	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 参 事	河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事	
(生 涯 学 習 事 業 担 当)	大 浜 訓 子 君
中 央 図 書 館 長	江 口 寛 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 担 当 主 査	高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 全国学力・学習状況調査に関する陳情の件
- 日程第 3 箕面市学童保育に関する条例施行規則等改正の件
- 日程第 4 箕面森町幼保施設運営法人選定アドバイザー設置要綱制定の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会所管に係る社会福祉法人に対する助成の手續に関する要綱制定の件
- 日程第 6 箕面市一時保育事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市休日保育事業補助金交付要綱制定の件
- 日程第 8 箕面市病後児保育実施要綱改正の件
- 日程第 9 平成 21 年度(2009 年度)箕面市立小・中学校教職員人事基本方針の件
- 日程第 10 箕面市情報開示審査会に対する諮問の件
- 日程第 11 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の作成に関する意見提出の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会所管に係る平成 20 年度箕面市一般会計補正予算(第 3 号)の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 15 教育長職務代理者の報告

(午後 3 時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成 20 年第 12 回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は 3 名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第 1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第 2、平成 20 年第 11 回箕面市教

育委員会定例会で継続審議となった、陳情第2号「全国学力・学習状況調査に関する陳情の件」を議題とします。前回の定例会では、文部科学省や府内の状況を調査し、確認した上で、結論を出すとして、継続審議としました。事務局でその後、調査した内容を報告してください。

学校教育課長（中村香君）： 国の動向については、平成20年11月17日付けで文部科学省初等中等教育局学力調査室から、「現在、平成21年度全国学力・学習状況調査の実施要領の策定にあたり、実施方法等について、専門家会議等での検討を行っているところである。」との事務連絡がありました。昨年度は、11月14日付けで、実施要領が届いていたので、文部科学省に直接確認したところ、担当者から、「公表などに関わって様々な課題があり、結果発表の方法などについて、実施要領の検討を重ねている。12月中旬には、各都道府県教育委員会に実施要領を通知する予定である。」との回答がありました。また、府内の他市町村教育委員会の動向ですが、「実施要領が定まっていないうちで、参加協力の決定は行っていない。」との回答でした。

委員長（小川修一君）： 以上のような調査結果ですが、この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）： まだ実施要領が決まっていないうちであれば、参加決定はしにくいと思うのですが。学力テストは、いろいろと良い面もあります。また、いろいろと考えなければならない点もあります。11月の定例会では、抽出調査でもいいのではないかと申し上げましたが、こういった件も含めて、いろいろと検討する課題は、今後、多々あるのではないかと思います。

委員（坂口一美君）： 私は今、中央教育審議会の専門委員をしています。実際に、検討中なのです。それを考えますと、現段階で、決定するのではなく、十分に検討した方がいいと思いますので、もう少し、時間をいただけたらありがたいと思います。

委員長（小川修一君）： 私としては、坂口委員からのご意見のように、実施要領の内容を確認した上で、他市町村の状況を見て、結論を出すべきではないか。現段階では、判断材料がそろっていないように感じます。従って、この陳情に関しては、引き続き審議すべきと思いますが、いかがですか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、再度、継続審議とします。なお、陳情された方には、その旨を事務局から丁

寧に、誠実を持って報告してください。

委員長（小川修一君）：次に日程第3、議案第57号「箕面市学童保育に関する条例施行規則等改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長（水野賢治君）：本件は、学童保育の延長保育料に関する規定を整備するとともに、平成21年度延長保育料の特例を定めるため、本規則等の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第57号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第4、議案第58号「箕面森町幼保施設運営法人選定アドバイザー設置要綱制定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども政策課長に求めます。

子ども政策課長（森本博一君）：本件は、箕面森町の小中一貫校「とどろみの森学園」の敷地内に平成23年4月オープンをめざして設置を進める、幼稚園と保育所が一体となった民設民営の認定子ども園形態の幼保施設に関して、設置運営を行う法人を選定する必要性が生じ、その可否について専門家に調査をお願いするとともに、法人決定のアドバイスをいただくため、本要綱の制定を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（坂口一美君）：「専門的な知見を有する方」とはどういった方なのか。また、3名以内となっていますが、3名とも同じような方なのかを教えてください。

子ども政策課長（森本博一君）：幼保施設の設置、運営等に関係したことがある方、税理士や公認会計士など、経営の面である程度見識をお持ちの方、若しくは、幼保施設等に関わったことのある学識経験者を考えています。3名選定し、3回程度会議をした後、アドバイザーとしての意見をいただいて、法人を選定したいと考えています。

委員（坂口一美君）：主に、施設の運営についての調査をしていただく方としてお願いするのですか。

子ども政策課長（森本博一君）：運営だけではなく、今後、継続的に経

営ができるか判断をする意味では、税理士や公認会計士が必要だと思うのですが、保育施設を運営したことがあるかどうかを確認させていただく作業も必要となりますので、運営に関わったことのある方も必要となると思います。

委員（坂口一美君）： 幼保連携というと、非常に珍しいケースになりますので、保護者の立場からすると、経営も大事ですが、保育内容等も含めて、検討していただくことがよいのではないかと思います。3名の方すべて、経営や施設関係についてとなるかもしれませんが、学識経験者の中には、教育の観点から、法人を選定することも大事だと思いますので、お願いします。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第58号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第5、議案第59号「箕面市教育委員会所管に係る社会福祉法人に対する助成の手続に関する要綱制定の件」、日程第6、議案第60号「箕面市一時保育事業補助金交付要綱改正の件」、及び、日程第7、議案第61号「箕面市休日保育事業補助金交付要綱制定の件」は関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいですか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認め、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）： 「箕面市教育委員会所管に係る社会福祉法人に対する助成の手続に関する要綱制定の件」については、社会福祉法人に対する助成の手続を整備するため、要綱制定を提案するものです。具体的には、市内民間保育所7法人のうち、4法人が社会福祉法人で、この法人に補助する際に、この規定を適用するものです。

「箕面市一時保育事業補助金交付要綱改正の件」については、一時保育事業の補助額算定方法の見直し、利用児童数の定員変更及び社会福祉法人の助成に必要な条項の制定等に伴い、箕面市一時保育事業補助金交付要綱の全部改正を提案するものです。「箕面市休日保育事業補助金交付要綱制定の件」については、国の補助要綱の改正に伴い、休日保育事業を委託事業から補助事業に変更するため、本要綱の制定を

提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第59号、議案第60号、及び議案第61号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第8、議案第62号「箕面市病後児保育実施要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：本件は、病後児保育事業において、保育時間が保育所に準ずる幼稚園における長時間保育利用児童を対象児童に加えるため、及び各病後児保育室の利用定員について弾力的運用を行うため、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（坂口一美君）：「同一疾病などの条件が整う場合」の裏付けはあるのですか。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：同一疾病であるかどうかについては、利用者から医師の意見書をいただくこととなっており、その都度、各保育所の所長が意見書の内容を判断して、同じ病後児保育室でお預かりできるかの判断を行います。

委員（坂口一美君）：同一疾病の場合1名増やせる根拠は、国が弾力的に認めているのですか。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：この事業は、市の事業に対して、国が補助する事業ですので、こういった細かいことについては、市が判断することとなっています。市としては、定員2名で運営するための補助を国から受けている状況ですが、弾力的な運用を行うことで、市民の利便性を高めたいということで、3人目の受け入れを実施したいと考えています。特に、国などの定めはありません。市で判断して、このようにしたいと考えています。

委員（坂口一美君）：市に関わる医師から、同一疾病であれば大丈夫であるという判断や見解もあるのでしょうか。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：保育所の嘱託医において、病後児保

育の運営について相談しており、囑託医の意見を加味してこのような対応をさせていただきたいと思っています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第62号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第9、議案第63号「平成21年度（2009年度）箕面市立小・中学校教職員人事基本方針の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。

教職員課長（松山隆志君）：本件は、豊かな「育ち」と確かな「学び」を育む学校教育を展開し、21世紀を担う人材を育成するにあたり、平成21年度（2009年度）箕面市立小・中学校教職員人事基本方針を決定する必要があるため、提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：これが、一つの方針として実施されるのですが、前年度との比較や、ここ数年の変化の傾向についてはいかがですか。

教職員課長（松山隆志君）：今回についても、大阪府教育委員会からの通知に変更はありません。ここ数年、変更はありません。

委員長（小川修一君）：基本方針としては変わらないということですが、変わらないことからくる具体的な考え方はないですか。

教職員課長（松山隆志君）：基本的な方針は変わりませんが、豊かな「育ち」と確かな「学び」としての人事配置については、広域人事も含めて、特に、若い先生方をいかに育てていくかにポイントを置いて行っています。

委員長（小川修一君）：5点の重点項目についての実践について事務局としては、十分できていると思いませんか。

教職員課長（松山隆志君）：そのように考えています。内容的には十分行っていると思うのですが、まだまだ若い先生方がこれから大勢採用される時期になってきますので、もっと柔軟な対応として、学校長とのヒアリングを含め、私どもも学校を回っていく中で、若い人たちの力をいかに発揮させるかなど柔軟な対応を心がけていきたいと思っています。

委員長（小川修一君）：柔軟な対応とは、具体的にどのようなことを考えていますか。

教職員課長（松山隆志君）：学校教育となると、教科書を使って、黒板に書いてとなる授業展開についても、若い方はITなど、いろいろな手法を取り入れて、行っていただいています。また、人間関係づくりについても、子どもたちのニーズに応えるという意味では、私たちは、「こうだ」と決めつけの強い部分がありますが、若い人たちの豊かな発想をこちらも学びながら、協議して行っていきたいと思えます。

委員長（小川修一君）：「教育は人なり」と言われます。教職員のしっかりした教育に対する熱意を育てていくことも、教育委員会の使命の一つだと思いますので、ともにがんばりたいと思えます。

委員（白石裕君）：教職員人事については、いろいろなやり方があると思えますが、まだ、全国的ではないですが、大阪府は教員評価制度を取り入れていますね。教員評価制度は、適正な人材を見つける、その人の資質を向上させるものですね。箕面市では、人事にあたって、従来の勤務評定ではなく、新しい評価制度を使って、それに基づいて人事を行うことについてはどうですか。教員評価制度を生かしているのかどうか。

教職員課長（松山隆志君）：評価育成システムがありますが、あくまでも育成にポイントを置いており、学期の初めにこの1年間どうがんばっていくのかを先生自身が考え、それを学校長のヒアリングの中で、目標達成に向けてこのようにやってはどうかなどを考え、その後、前期、あるいは、1学期、2学期でどれだけ目標に沿ってできたかを評価するなど、育成を含めてできているのではないかと考えています。

委員（白石裕君）：目標管理についてはわかりましたが、新しい評価制度に基づいた人事制度を本市で採用しているかどうか。

教職員課長（松山隆志君）：学校長のヒアリングを通じて、この先生は、今ここに力を入れている。こちらの先生は生徒指導に力を入れているなど、学校の中での仕事の部分がありますが、その部分が強い方について、今、我が校はその部分が弱いので、人事異動をとという点も取り入れながら、学校長のヒアリングを中心に行っています。

教育推進部長（森井國央君）：初任者育成などの話がありましたが、大阪府で今年度採用者のうち、すでに11月時点で12人が退職、29人が病休に入っていると聞いていますが、本市においては、ここ数年、退職された方はいない。そのような意味では、研修や育成については、本市では、学校での育成も含めてがんばって行っているのでは

ないかと自負しています。また、評価育成システムの件ですが、直接、人事異動に連結したシステムではありません。あくまで、教員の資質向上と学校の活性化を目標として行っていますので、人事異動とは、つながっていません。

委員長（小川修一君）： 教員の養成や育成は、久しく課題と叫ばれている項目だと思います。これは、教育委員会だけが踏ん張っても届かないところがあり得ると思いますので、学校現場と密接な連携を持って、教員のきちんとした子どもへの指導をしていかなければならないかとの感想を持ちました。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第63号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第10、議案第64号「箕面市情報開示審査会に対する諮問の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（中村香君）： 本件は、箕面市教育委員会が行った行政文書非開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について、箕面市情報公開条例の施行に関する箕面市教育委員会規程により準用する箕面市情報公開条例第19条の規定に基づき、箕面市情報開示審査会に諮問をする必要があるため、提案するものです。

委員長（小川修一君）： 箕面市情報公開条例第19条に「異議申立てがあった場合は、遅滞なく、情報開示審査会に当該異議申立てにかかる決定について諮問し、その答申を尊重して、当該異議申立てについての決定を行わなければならない」とあります。事務局として、補足がありますか。

教育次長（重松剛君）： 教育委員会事務局としては、すでに通知している非開示決定通知書のとおりとして、異議申立てについては、箕面市情報公開条例第19条に基づき、情報開示審査会にこの異議申立てに係る決定について、諮問をお願いしたいと考えています。条例に従って、お願いしたいと考えています。

委員長（小川修一君）： 議案第64号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、原案

どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第11、報告第44号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の作成に関する意見提出の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、他の特別職との整合を図るための教育長給与の見直しについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、去る11月14日に箕面市長から意見提出の依頼があり、回答する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：給与を減額する理由としては、市の財政状況であると理解してよろしいですか。

教育政策課長（稲野公一君）：そのとおりです。職員は、現在、原則3パーセントカット、さらに踏み込むかもしれないとの話もあり、管理職は、3.5パーセントカットです。期末勤勉手当についても管理職はさらにカットとなっています。市長は、今10パーセントカットを13パーセントに引き上げるなどの給与削減も併せて取り組むとなっています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第44号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第12、報告第45号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、職員の人事発令について、分限休職処分1名、退職1名、異動5名をそれぞれ発令する必要が生じ

ましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第45号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第13、報告第46号「箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般会計補正予算（第3号）の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、平成20年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

（議案書65頁により報告）

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（坂口一美君）：学校教育課のおおさか・まなび舎事業について、説明してください。

学校教育課長（中村香君）：中学校対象の事業で、放課後の自習室の開設にあたり、週2回2時間程度、学習支援アドバイザーをつける趣旨の事業です。

委員（坂口一美君）： 中学校で2時間程度学習指導していただくことになるのですか。こういった方が指導してくださるのでしょうか。

学校教育課長（中村香君）： 学習指導よりも放課後の自習室の開設です。学習支援アドバイザーは、学生や退職教員、地域人材や塾講師を考えています。

委員（坂口一美君）： どういったねらいなのですか。

学校教育課長（中村香君）： 子どもたちの学力の向上に向けて、学習習慣、自学自習の習慣を付ける意味で放課後の自習室を開設して、そこに人がついているものです。テストの点が悪かったからといって、強制してそこに行かせるものではありません。基本的に、学習習慣を付けようというねらいで開設するものです。

委員長（小川修一君）： 池田市でいわゆる「夜スベ」を行うと聞いたのですが、これとの違いは何ですか。

学校教育課長（中村香君）： 池田市に確認したところ、この事業は、府の事業として提案されたものですが、池田市もこの実施要項に基づいて実施しているので、特に変わったところはないと言われました。夜間に塾の先生にお願いして、塾と提携して、このような補充学習をする形で、新聞報道では行われていたかと思いますが、府の事業自体は、子どもたちが、授業が終わった、その続きで放課後に週2回程度実施する内容となっています。

委員（坂口一美君）： 部活動を促進していこうという動きもあると思います。また、好きなクラブがないという声も聞くのですが、子どもたちの放課後の時間の使い方のかねあいはどうなのですか。

学校教育課長（中村香君）： この事業が実際に開始されるのは、1月以降になりますが、試行として10月ぐらいから、いくつかの学校で行っているケースがあります。そのケースによると、中学校3年生が、すでに部活動が終わって、その後、この自習室に参加する形となっており、1、2年生も対象として開いているのですが、実際に参加している生徒は、3年生が中心となっていると聞いています。ただ、今年度は年度途中の実施となりますので、部活動との両立については、難しい点が多々あるかと思いますが、来年度に向けて学校が実施するにあたり、いろいろと実施の方法については、検討したいとのことですので、また、工夫があるかと思っています。

委員長（小川修一君）： この事業を行うに際して、保護者の意向をお聞きすることはどうなっていますか。

学校教育課長（中村香君）： 今のところ、学校から、直接、保護者の

意向をお聞きしたことは、聞いていませんが、今回、全国学力・学習状況調査の市平均正答率を公表する際に、市民や保護者の協力も得ながら進めていきたいと申し上げていました。その件について、箕面市PTA連絡協議会で報告させていただき、家庭教育についてのリーフレットを協働作成するとして、一緒に子どもたちの学力向上について考えていきたいという動きを持っていますので、その中で、それぞれの取組についてのご意見も伺っていくようにしたいと思っています。

委員長（小川修一君）： 保護者の意向についてもお聞きしながら、進めていくということですから、より一層保護者の理解を汲み取っていかねばならないと思います。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第46号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありますか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第14、報告第47号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 本件は、去る11月11日に開催された平成20年第11回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第47号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありますか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第15、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者 教育次長に報告を求めます。

教育次長（重松剛君）： （議案書89頁により報告）

平成20年第4回箕面市議会定例会文教常任委員会について

12月3日に行われました。主な質問事項として、教育推進部では、先程、補正予算の件でもご説明した、おおさか・まなび舎事業について、ねらいはなにかという質問に対し、学習習慣の定着であると回答しています。地域の方にもいろいろとご協力願うのですが、学校支援地域本部

事業とおおさか・まなび舎事業との関連はどうかということで、学校支援地域本部は、学校のいろいろな活動を地域の方に支援していただくとして、地域人材もおおさか・まなび舎事業にご協力いただくのご説明をしました。鳥取方式による校庭の芝生化については、文教常任委員会の前日に、ニュースで非常に安い方法で芝生化ができると報道があったので、この導入ができるかどうか、もっと研究をする必要があると答えています。全国学力・学習状況調査の二次報告後の教育委員会全体の動きはどうかとして、今、PTAと協議して、家庭教育リーフレットを1月半ばに、保育所、幼稚園、小・中学校、すべての保護者に配布するよう、教育委員会あげて取り組もうと進めています。市長事務局にも必要がある場合は、協力を願うことも考えています。また、教育委員会委員さんに、地域に出向いていただき、市民との意見交換も含めて今後行っていくと回答しました。

子ども部では、自由な遊び場開放事業と学童保育の利用状況の質問がありました。

生涯学習部では、いろいろな施設の老朽化がありますが、光熱水費の省エネ効果を見通して計画的に、空調機などの更新をしていけばどうかのご意見がありました。

教育推進部の行事について

1月20日に第6回(仮称)彩都地区小中一貫校検討ワーキンググループ会議がありました。平成23年4月開校予定の小中一貫校の設計が進んでいますので、できたら、1月に設計についての概略をご説明したいと考えています。

子ども部の行事について

1月15日に第27回箕面市青少年弁論大会が開催され、私立の中学生も含めて、16人の弁士が弁論大会に参加、100人あまりの来場をいただきました。22日に、第30回こども会ドッジボール大会がスカイアリーナで開催され、小学校1年生から6年生まで71チームの参加がありました。27日には、保育所囑託医懇談会があり、保育所の囑託医に意見交換をしていただきましたが、今回からは、民間の保育所も参加し、いろいろと状況を聞いていただくよう、新たに取り組んでいます。11月は「児童虐待防止推進月間」でしたので、29日には、それを契機に啓発講演会とワークショップを行いました。

生涯学習部の行事について

1月14日に近畿公民館大会全体会が開催されました。近畿の各府県から公民館若しくは、生涯学習センターの職員が、約400人ほど集

まりました。

委員長（小川修一君）：この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件のうち、陳情1件は継続審議とし、議案8件、報告4件はすべて議了しました。

委員長（小川修一君）：それでは、恒例となった今後のあり方を検討する時間とします。今日のテーマは、現在策定中の箕面市生涯学習推進基本計画について考えてみたいと思います。生涯学習の重要性はかねてから叫ばれて、長きに亘るわけですが、平成18年12月に行われた教育基本法の改正にあっても、第3条に「生涯学習の理念」が明記されています。今日の社会状況にあって、改めて生涯学習の重要性が再確認されたところですが、役割に対する期待はますます大きくなってきています。箕面市では、平成4年に策定した「箕面市生涯学習推進構想」に基づき、生涯学習施策を進めてきました。策定の平成4年からは、すでに15年以上も経過しています。この間、社会情勢も大きく変化していますし、昨年、平成19年2月には、箕面市社会教育委員会議から、情勢変化も踏まえて、改めて生涯学習推進のための基本計画を策定するようとの提言を受けました。昨年度から策定作業を進めてきましたが、すでに素案として取りまとめている段階です。12月1日から25日までの期間、基本計画の素案についてのパブリックコメントを実施して、広く市民の方々のご意見を聞いている段階にあります。本日は、素案について意見交換を行いたいと思います。まず、平成4年策定の推進構想に基づき進めてきた生涯学習の現在の到達点や課題をどのようにとらえているのか簡単に説明してください。

生涯学習課長（小西敏広君）：平成4年に策定した推進構想当時の問題意識を簡単に申しますと、ライフステージに対応した生涯学習機会の提供と、教育委員会だけでなく、市長事務局との連携した取組の推進の2点があったかと思います。その構想を受けて、庁内に横断的調整組織として箕面市文化・生涯学習施策推進本部会議を設置し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた各種の講座やイベントなど学習機会の提供を図ってきています。平成19年度では、市長事務

部局も含めて集約すると、258の講座やイベントが開催され、8万4千人あまりが参加されています。また、施設利用状況としては、生涯学習部所管の施設だけでも年間延べ約74万人の方々が利用し、文化・芸術活動をはじめ、子育て、環境、地域づくりなど様々な課題の学習活動、実践活動に取り組むなど、市民自身の自主的な生涯学習活動が活発に展開されています。これらのことから、平成4年に設定した課題は概ね達成しているにとらえています。しかしながら、人材養成や学習成果の活用といった課題については、まだ十分には達成できていない点もあります。また、地域の状況を見ると、つながりの希薄化など社会的な課題は、ますます複雑、深刻化しています。そこで、さらに課題の解決に向けて、みんなで知恵を絞る地域社会づくりをめざして生涯学習の取組の強化が必要な状況と認識しています。

委員長（小川修一君）：生涯学習推進基本計画の計画期間は、平成21年度から32年度までの12年間と少し長期間になっていますが、なぜ、そのスパンなのか。また、確認の意味で、基本計画の構成の概略を説明してください。

生涯学習課長（小西敏広君）：計画期間ですが、現在、並行して箕面市全体の計画である、次期総合計画が策定中であり、この計画が、平成23年度から32年度の計画期間の予定です。今回の生涯学習推進基本計画も基本的な考えを整理している計画でありますので、次期総合計画の最終年度と整合させて32年までの12年間の計画としました。ただ、長期に亘りますので、前期6年間の取組項目をあわせて整理しています。全体の構成の骨子としては、生涯学習推進基本計画における生涯学習のとらえ方や箕面でめざす生涯学習社会像を整理しました。その上で、生涯学習センターなどの利用者グループからのアンケート回答結果などを参考に、生涯学習へのニーズ整理とその対応策を取りまとめました。なお、策定にあたって、平成4年以降の取組による到達点、現状の評価や、生涯学習をめぐる状況などについては、資料編として計画の後ろに付けています。

委員（坂口一美君）：利用者グループからアンケート調査によるニーズ把握をしたという説明がありましたが、ニーズの特徴的なものにはどのようなものがありましたか。

生涯学習課長（小西敏広君）：生涯学習センターや公民館を利用されているグループにアンケートをお願いして、82団体から回答が寄せられました。アンケートの中身は、学習したい内容や、生涯学習センターなどの役割として望むこと、重点的に今後行政が取り組むべきこ

となどをお聞きしました。学習したい内容では、文芸、健康、子育て、地域の歴史などに加えて、コミュニケーションスキルや自己表現力、地域で支える高齢者支援のあり方、地域ぐるみの防犯講座などの要望がありました。また、生涯学習センターなど、施設の役割としては、講座や施設の利用だけでなく、地域の人が気軽に立ち寄れる施設運営をしてほしい、また、日常の不満や悩みを共有し、学習機会にまで形づくっていく協働作業をしてほしい、学習成果を生かす場や機会とつないでほしいなどのニーズがありました。

委員（坂口一美君）：基本計画における「生涯学習」や「生涯学習社会」のとらえ方についてですが、「生涯学習」という言葉自体は、非常に多様で、いろいろな意味合いで用いられて一言で定義するのは、非常に難しいと思うのですが、生涯学習推進基本計画の中で、箕面市がめざす、「生涯学習」や「生涯学習社会」のとらえ方について、特徴的な点を説明してください。

生涯学習課長（小西敏広君）：「生涯学習」という言葉は、非常に幅広い意味合いを持って使われます。この計画を策定する際に、社会教育委員会議や公民館運営審議会、図書館協議会などにおいて、いろいろと議論いただき、この点についても、非常に熱心に多様な意見が出されました。そこで、とりまとめた内容の特徴的なことを説明します。大前提として、「生涯学習は権利であり、市民自治の理念を具体化するものである」ことを押さえました。また、言葉の持つ意味として、「生涯」を社会と切り離された個人ではなく、社会との関わりの中で生活を営む市民の生活全体をさすこと、「学習」を座学など狭い意味ではなく「実践活動」も含む幅広い「学び」として捉えようとおさえました。特徴的な点では、これまでの「市民の自発性」「自己実現」といった捉え方をしてきましたが、それに加えて、「人生、生活における課題に気づき、共有する機会であること」や「地域社会の多様性やつながり、支え合いを生み出すものであること」など、地域社会との関係での捉え方を整理した点にあると思います。次に、めざす生涯学習社会像の特徴としては、「自己の可能性を広げる学び方を選択できる社会」「激動する社会にあって、必要な学習機会が保障されている社会」をつくろうなどの学習内容の観点とあわせて、「学んだことを地域に活かすことのできる社会」をつくっていきこうという、学習成果の活用という観点を加えている点にあるかと思っています。

委員（白石裕君）：生涯学習推進基本計画のポイントは、2つあったかと思っています。一つは、従来から言われてきた生涯学習の理念とした、

「ライフステージを通じた自己実現」ですね。これは、教育基本法にもあることですね。また、説明にありましたが、我々が注目しなければならない「学習成果を生かす。生かし方を通じて地域環流を積極的に進めていく」ことが非常に大事だと思います。ただ、学ぶだけでは、もう一つ、インセンティブが弱いですね。学んだことを実際に自分で使って、いろいろな人との交わりを通して自分の行っていることの意義を実感することが非常に大事だと思います。そのような意味で、その方向性にどう具体的に進めていくのか、お聞きしたい。また、これは、私の意見ですが、日本の生涯学習は、非常に特殊です。それは、自己実現という点です。生涯学習はヨーロッパで始まっています。それは、職業との関連でリカレント教育が発端です。働いている人を対象としたものでないと、もう一つ欠けている部分が出てくるのではないかと思います。何も、ヨーロッパのまねをしろというわけではありませんが、OECDの報告書など見ていると、まさに働いている人が学校との間を行き来しながら、リカレントしながら、お互いに協働し合っていく。そのようなことがあっていいのではないかと。生涯学習の理念については、もともと豊かな日本の社会で高齢の方が、時間もお金もある、余暇の過ごし方をどうしようかということから始まりました。そのうち、高齢の方が多くなってきたので、生きがいなどを求める生涯学習が出てきたと思います。しかし、今はそのような時代ではないですね。非常に経済的に厳しい。そのあたりに取り組みながら、リカレント教育に力を入れていくことになれば、生涯学習が、もう少し幅広く切迫感を持って進められるのではないかと。これは、私からの要望ですが。日本の生涯学習が非常に特殊であるため、私は、これで必ずしもいいとは思っていないので、ご検討いただきたいと思っています。

生涯学習課長（小西敏広君）：リカレント教育、働いている人たちが学び、また、仕事に生かしていくことは、今の社会情勢を見ますと、非常に求められていると思います。非正規雇用や不安定就労もありますので、働いている人自身が、さらにスキルアップをしながら、社会の中で、会社の中で、働き、生活し続けられるような、学び直すような機会を充実していきたいと思っています。とりわけ、今回ライフステージの観点でいくと、青年層も仕事自体になかなかつきがたいような就業状況にありますので、就業教育の観点も加えながら、青年層に対する取組を強化していく必要があると思っています。また、包括協定を結んでいる大学もありますので、そこの協力も得ながら、実際に働いている社会人の方たち

に求められている内容の講座機会等を連携して提供していくことも取り組んでいきたいと思っています。

委員（白石裕君）：生涯学習は、学校教育と社会教育を結びつけて、初めて、生涯学習だと思います。そのような意味では、学校教育とのつながりは、非常に大事だと思います。地域の方々が学校に来てくださって、教えてくださる。学校が地域に出て、いろいろと交流することも非常に大事だと思うのですが、そのあたりの連携が、現状でどのようになっていますか。

生涯学習課長（小西敏広君）：子どもたちの教育・学習として、学校教育だけでなく、放課後や学校外での取組が非常に大事で、その際、学校との連携も重要だと思います。箕面市では、子ども部がありますので、そこと生涯学習部が連携を取り、子育て支援、子どもの遊び場・安全安心、子どもの活動支援などの活動を進めています。また、子どもたちの学校教育外での多様な社会体験、学習の機会として、例えば、公民館や生涯学習センターでは、小学生を対象とした「あそびランド」「自然観察会」や親子体験講座を開催しています。図書館では、子どもたちの自由な遊び場や居場所の提供、読書支援、小学生の図書館員の体験講座も実施しています。郷土資料館では、小学校3年生の社会科授業と合わせて「暮らしの道具展」を開催していますし、小学校からの団体見学を受け入れており、昨年度は、市内も含めて25校、2,300人の小学生が学びに来ています。スポーツ施設では、小・中学生を対象とするジュニアスポーツ教室などを開催しています。学校との連携については、先程説明がありましたが、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた取組としては、学力と生活習慣に密接な関係があることが明らかになっていますので、PTAの窓口となっている生涯学習部も、教育推進部と箕面市PTA連絡協議会が連携して作成しているリーフレットの作成に協力・連携を図っていきたいと思っています。また、補正予算で出していました、おおさか・まなび舎事業や学校地域支援本部事業など、新しい事業が取り組まれていくので学校教育との連携を図ってきたいと思っています。

委員長（小川修一君）：この基本計画素案については、12月1日から25日までパブリックコメントを実施しているところですが、生涯学習センターなど20カ所に実施要項や冊子、概要版などを置いています。また、市のホームページにも掲載していますが、今後の予定はどのように考えていますか。

生涯学習課長（小西敏広君）：25日の締切後、意見を集約し、1月

に箕面市文化・生涯学習施策推進本部会議を開催し、中身を整理し、2月に箕面市社会教育委員会議などで議論を経た後、3月の教育委員会会議で議論いただき、計画を確定する予定です。

委員長（小川修一君）：本日、意見交換をした箕面市生涯学習推進基本計画素案は、平成19年度から、社会教育委員会議、公民館運営審議会・生涯学習センター運営審議会、図書館協議会などで議論を積み重ねてきたということで、生涯学習を中心的に担ってきた人たち、関心の高い人たちの意見を十分に取り入れながら素案化されたものと思います。現在、パブリックコメントを実施中ということでもあり、なかなか生涯学習機会に参加していない人も含めて、幅広く意見を募集することによって、さらに内容を豊かなものにして、成案を固めていってほしいと思います。改正教育基本法を引くまでもなく、今後とも生涯学習施策は重要であり、学校、地域、家庭の連携をさらに進めていけるよう取り組まねばならないと思っています。

委員長（小川修一君）：これをもちまして、平成20年第12回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後4時34分閉会）

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

山川 修一

委員

白石 裕